

提 言 書（素案）

提 言 1 秋田の将来を支える高い志にあふれる人材の育成について

《提言の背景》

- ・ 情報化やグローバル化の急速な発展により、様々な事象が複雑さを増し、変化の先行きを見通すことが困難な時代の中にあって、実社会や実生活における課題を探究し、問題解決に取り組む「総合的な学習の時間」や「総合的な探究の時間」の役割が、一層重要となってきた。
- ・ 新規高等学校卒業者（令和2年3月卒）の3年後離職率は、30.7%と、全国平均の37.0%を下回り、改善傾向にあるものの、依然、3割以上の生徒が卒業後3年以内に離職している状況にある。
- ・ 高校生が将来を見通した上で主体的なキャリア選択を行っていくためには、社会や職業を理解するとともに、自己理解を深めることが大切である。【企画部会からの意見】
- ・ 本格的な人口減少社会を迎える中でイノベーションの創出によって社会の課題を解決するためにも、女性研究者等の活躍を推進することは急務であるが、理工系分野における女子学生比率は低い状況にあり、女子生徒の理工系分野への進路選択を促進することが必要である。

このような背景の下、次のとおり提言する。

《提言》

- ① 総合的な学習の時間等における地域をフィールドとした探究的な学習や課題解決型学習を推進すること。
- ② 小・中学校において様々な仕事に広く触れる機会の充実を図ること。
- ③ ラーケーションの導入について調査研究を行うこと。
- ④ 児童生徒の自己理解を深める授業の実施に努めること。
- ⑤ 企業と連携し、新規高卒者の職場定着に向けた取組を推進すること。
- ⑥ 高校卒業後に就職し、早期離職した者に対する再就職支援の充実を図ること。
- ⑦ 女子中高生の理系進路選択を支援すること。

【具体的な方策】

- ① 地域をフィールドとした探究的な学習や課題解決型学習の推進
 - ・ 総合的な学習（探究）の時間において、地域を見つめ、地域に対して何ができるのかを考える学習活動は、社会に主体的に参画する力や態度を育む上で有効であることから、更なる充実を図るべきである。

- ・ 小・中学校の総合的な学習の時間や高校の総合的な探究の時間等において、児童生徒一人ひとりの興味・関心に応じた多様で幅広い学習活動を行うことができるよう、協力可能な外部人材や企業・団体、施設等に関するリストを作成・共有化し、日常的に活用できるよう整備するべきである。

② 小・中学校における様々な仕事に触れる機会の充実

- ・ 地域の人々や企業等と連携し、小・中学校の段階から、本県の基盤産業である農林水産業も含めて、様々な職業があることを知り、体験する機会の充実を図るべきである。

③ ラーケーションの導入についての調査研究

- ・ 児童生徒が平日に保護者等と校外で体験学習を行うための「ラーケーション」の導入について、調査研究を行うべきである。【観光・交流部会からの意見】

④ 児童生徒の自己理解を深める授業の実施

- ・ 進路ガイダンスや適性検査、職業講話はもとより、通常の教科・科目において、社会とのつながりを意識した授業を積極的に取り入れることにより、児童生徒の自己理解を促進するべきである。【企画部会からの意見】

⑤ 企業との連携による職場定着の取組の推進

- ・ 新規高校卒業者の早期離職の防止に向け、企業と連携・協働し、職場定着の取組を推進するべきである。

⑥ 高校卒の早期離職者に対する再就職支援の充実

- ・ 高校卒で就職後、早期に離職した者について、その状況を把握し、ハローワークやあきた就職活動支援センター等の支援機関に適切につなげる等、再就職に向けたフォローアップを充実させるべきである。
- ・ 高校在籍中に、再就職活動を行う際に活用可能な支援機関の情報提供を行うべきである。

⑦ 女子中高生の理系進路選択の支援

- ・ 女子中高生が理工系分野の学びや体験を通して興味・関心を高めるとともに、ロールモデルとの交流などにより主体的に理系進路選択を考える機会を提供するべきである。
- ・ また、生徒だけでなく、その保護者が女子中高生の理系進路選択について理解を深められるよう、啓発活動を行うべきである。

提 言 2 確かな学力の育成について

《提言の背景》

- ・ 令和3年3月に公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の一部を改正する法律が公布され、公立小学校の学級編制の標準について、令和3年度から7年度にかけて、段階的に40人から35人に引き下げることとされた。
本県では、全国に先駆け、平成13年度から、小・中学校における学級編制を30人程度とする少人数学習推進事業に取り組んでおり、児童生徒一人ひとりに目が行き届く、きめ細かな指導を行っている。
- ・ 全国学力・学習状況調査において、本県は、平成19年度の調査開始以来、連続して良好な状況にあるものの、同調査や秋田県公立高等学校入学者選抜学力検査の抽出調査の結果を分析すると、思考力や判断力、表現力を必要とする問題について課題が見られる。
- ・ GIGAスクール構想の推進により、学習用ツールとしてのICT活用が急速に進み、今後行われる学習指導要領の改訂は、ICT活用を前提として行われることが予想されるが、ICTは、デジタルネイティブと呼ばれる今の子どもたちには必要不可欠なものである一方、健康被害に加え、考える力や書く力の低下といった懸念も指摘されている。
- ・ 大学等への進学を希望する生徒が、経済的な理由や、ファーストジェネレーション（両親が大学を卒業しておらず、当該家庭で初めて大学に進学する世代）で、家族の理解が得られないこと等により、進学を断念することがないよう、必要な支援を行う必要がある。
- ・ 県では、教職員の多忙化防止に向けて、校務のICT化等、様々な業務改善に取り組みながら教職員の勤務時間の縮減に努めており、その成果は着実に表れているものの、依然として厳しい勤務環境にある。
また、教員採用試験の志願者数が減少し、講師登録者数の減少とも相まって教員不足が深刻化しており、教職員の働き方改革の一層の推進により、教職の魅力向上に取り組む必要がある。

このような背景の下、次のとおり提言する。

《提言》

- ① 少人数学習を推進し、児童生徒一人ひとりに応じたきめ細かな教育の充実を図ること。
- ② 新たな時代に対応した「秋田の探究型授業」の構築に向けた授業改善に取り組むこと。
- ③ 教育におけるICT活用の効果・課題に係る検証を十分に行うこと。
- ④ 家庭の事情等により大学等への進学を断念せざるを得ない生徒に対する支援を行うこと。
- ⑤ 保護者・地域との連携・協働により教職員の働き方改革を推進すること。

【具体的な方策】

① 少人数学習の推進による児童生徒一人ひとりに応じたきめ細かな教育の充実

- ・ 小・中学校における少人数学習を引き続き推進し、児童生徒一人ひとりに応じたきめ細かな教育の充実に取り組むべきである。
- ・ 学級編制に当たっては、小学校の低学年について1学級当たりの人数を減らすなど、児童の実態や個別の学校の実情に応じ、弾力的な運用を可能とするべきである。

② 新たな時代に対応した「秋田の探究型授業」の構築に向けた授業改善

- ・ ICTを効果的に活用しながら、児童生徒一人ひとりの主体性と多様性を尊重し、個別最適な学びと協働的な学びを実現する「秋田の探究型授業」の構築に向けた授業改善に取り組むべきである。
- ・ 授業改善に当たっては、日頃から探究的な学びを専門としている大学教員等の知見を積極的に活用するべきである。

③ 教育におけるICT活用の効果・課題に係る十分な検証

- ・ 学校教育におけるICT活用のメリット・デメリットについて十分な検証を行うとともに、必要に応じ、ガイドラインの作成について検討を行うべきである。

【佐藤部会長・追加意見】

④ 家庭の事情等により大学等への進学を断念せざるを得ない生徒に対する支援

- ・ 経済的な事情やファーストジェネレーションであること等の理由で進学を断念せざるを得ない生徒の大学等への進学を後押しするため、奨学金等による支援を行うとともに、生徒・保護者に対し、修学支援制度の周知・広報を積極的に行うべきである。

⑤ 地域・保護者との連携・協働による教員の働き方改革の推進

- ・ 本県では、地域との距離が近い教育を行っており、こうした環境を生かし、休み時間に地域の人たちが子どもたちを見守るなど、地域との連携・協働を更に推進し、教員の働き方改革を推進するべきである。

提 言 3 グローバル社会で活躍できる人材の育成について

《提言の背景》

- ・ グローバル社会で活躍できる人材の育成に向けては、全ての児童生徒が、我が国の言語や文化に加えて、多様な言語や文化、価値観について理解し、互いを尊重しながら学び合い、異文化理解や多文化共生の考え方が根付くような取組を進めることが重要である。

地球規模で物事を考え、行動することは、もはや日常生活の一部であり、将来を担う中高生には、グローバルな視点で物事を捉えるようなプログラム開発を早急に検討する必要がある。

- ・ 本県には、海外の様々な分野において活躍する人材が多数おり、こうした方々との交流は、児童生徒にとって、秋田で生まれ育った経験が生き方にどのような影響を与えたのかを知ったり、自らが世界でどのように活躍できるのかを考えたりする貴重な経験になる。【佐藤部会長・追加意見】
- ・ 大学に進学しない生徒は、第二外国語を学習する機会がほとんど無い。第二外国語を学ぶことは、異文化理解の促進や、文化の違いを超えて円滑にコミュニケーションを図ることのできる能力の育成に資するほか、英語との言語構造や文法の違い・類似性が分かり、英語の理解促進にもつながる。【荒木委員・追加意見】

このような背景の下、次のとおり提言する。

《提言》

- ① オンラインによる国際交流を促進すること。
- ② 世界の様々な分野で活躍する本県出身者等との交流活動の機会を設けること。
- ③ 外国出身の保護者等との交流活動の機会を設けること。
- ④ 国際的な活動を行っている機関等と連携して国際社会に目を向ける機会の創出に取り組むこと。
- ⑤ 第二外国語について学ぶ機会を設けること。
- ⑥ あらゆる学びの基盤となる「国語力」の向上を図ること。

【具体的な方策】

① オンラインによる国際交流の促進

- ・ 国際的視野をもった児童生徒を育成するため、日本人学校や海外の学校とのオンラインによる交流活動を更に促進すべきである。

② 世界の様々な分野で活躍する本県出身者等との交流活動の実施

- ・ 世界の様々な分野で活躍する本県の出身者や関係者を招いての講演会やオンラインによる交流の機会を設けるべきである。【佐藤部会長・追加意見】

③ 外国出身の保護者等との交流活動の実施

- ・ 外国出身の保護者や海外赴任経験をもつ保護者等をゲストティーチャーとして招き、外国での暮らしを聞いたり、外国の家庭料理を調理実習で作ったりといっ

たような、保護者との連携・協力による交流活動を行うべきである。【荒木委員・追加意見】

④ 国際的な活動を行っている機関等と連携した国際社会に目を向ける機会の創出

- ・ 現在、五城目町で行っている J I C A 海外協力隊の「グローバルプログラム（派遣前型）」の受入れを他市町村にも促すなど、国際的な活動を行っている機関・団体と連携して国際社会に目を向ける機会の創出に取り組むべきである。

⑤ 第二外国語について学ぶ機会の提供

- ・ 英語以外の第二外国語について学習する機会を設けるべきである。【荒木委員・追加意見】

⑥ 国語力の向上

- ・ グローバル人材の育成に向けては、母語である国語で、自分の意思を明確に表現できる言語能力を身に付けることが必要であることから、各教科を中心とした教育活動全体を通して言語活動の充実を図るべきである。

提 言 4 豊かな心と健やかな体の育成について

《提言の背景》

- ・ 児童生徒千人当たりの不登校児童生徒数は、全国平均よりも低い状況が続いているものの、小・中学校においては、令和4年度は26.3人と、前年度から4.3ポイント増加するなど、近年、増加傾向にあり、特に、小学校から中学校への進学に伴って増加している。
- ・ 平成28年12月に「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」が成立し、個々の不登校児童生徒の状況に応じた支援や、不登校児童生徒が安心して教育を十分に受けられるための環境整備等が求められている。
- ・ 通常の学級は、特別な支援や配慮の必要のある子どもをはじめ、多様な教育的ニーズのある子どもで構成されており、特別支援教育の視点を活かした学級づくり・授業づくり・生徒指導は、全ての子どもにとって効果的な取組である。

そうした中、文部科学省では、全ての新規採用職員が概ね10年以内に特別支援教育を複数年経験することとなるよう人事上の措置を講ずるよう努めること等の方針を示している。

このような背景の下、次のとおり提言する。

《提言》

- ① 不登校児童生徒等へのICTを活用した学習指導等を積極的に実施すること。
- ② 不登校児童生徒等へのICTを活用した教育相談体制の充実を図ること。
- ③ 不登校児童生徒等に対する多様な学びの場や居場所の確保に努めること。
- ④ 特別支援教育に関する研修や勤務経験と教員のキャリアステージとの関係性について検討を行うこと。

【具体的な方策】

① 不登校児童生徒等へのICTを活用した学習指導等の実施

- ・ 不登校や病気療養などにより学校で学びたくても学べない児童生徒や、遠距離通学や冬期間等において登校が困難な児童生徒等に対し、遠隔・オンライン授業をはじめ、ICTを活用した学習指導等を積極的に実施するとともに、好事例を収集し、より効果的な方策について研究するべきである。

② 不登校児童生徒等へのICTを活用した教育相談体制の充実

- ・ 不登校児童生徒やその保護者に対し、教員・スクールカウンセラー等による遠隔・オンラインやSNSを活用した教育相談体制の充実を図るべきである。
- ・ 統合型校務支援システムを活用し、児童生徒の毎日のメンタルヘルス状況を把握することにより、心のケアが必要な児童生徒を早期発見・早期支援を行うべきである。

③ 不登校児童生徒等の多様な学びの場や居場所の確保

- ・ 不登校児童生徒や自分のクラスに入りづらい児童生徒が、学びたいと思ったと

きに学ぶことのできる環境を整備するため、市町村における校内教育支援センターや学びの多様化学校の設置に向けた支援、効果的な取組事例の紹介を行うべきである。

- ・ 不登校児童生徒の多様な居場所として、公民館、図書館等、社会教育施設の活用について検討を行うべきである。

④ 特別支援教育に関する経験と教員のキャリアステージとの関係性の検討

- ・ 特別支援教育に関する研修や特別支援学校・特別支援学級での勤務経験を、教員のキャリアステージにどのように位置付けるかについて、十分な検討を行うべきである。【佐藤部会長・追加意見】

提 言 5 生涯にわたり学び続けられる環境の構築について

《提言の背景》

- ・ 「人生100年時代」の到来により、同一年齢での単線的な学びや進路選択を前提とした人生のモデルから、一人ひとりの学ぶ時期や進路が複線化する人生のマルチステージモデルへと転換することが予測されており、学校教育における学びの多様化とともに、社会人の学び直し（リカレント教育）をはじめとする生涯学習の必要性が高まっている。
- ・ 五城目町では、全町民が入学できる「五城目町みんなの学校」を開校し、趣味から職業訓練まで、幅広いテーマについて、誰でも学ぶことのできる取組を行っている。多様な世代と一緒に学び合うことは、それぞれの世代にとっても新たな発見があり、刺激になるとともに、学びを通じた出会いが人の集いとなり、地域コミュニティの活性化につながっている。
- ・ 子どもの豊かな心や感性、創造性やコミュニケーション能力を育み、日本人としての自覚をもちつつ国際社会で活躍する人材や地域文化の担い手を育成するためには、学校や地域において、子どもたちが身近に伝統文化や現代の文化芸術に触れる機会の充実を図ることが必要である。
- ・ 令和5年4月に改正博物館法が施行され、これからの博物館には、「調査研究」、「展示公開」、「教育普及」といった従前からの役割に加え、「デジタル技術の積極的活用」、「他の博物館及び地域の多様な主体との連携」、「地域的・社会的課題への対応」、「地域の活力向上への取組」など、更なる機能強化が求められている。
- ・ 本県には、全国最多となる17件の重要無形民俗文化財があるほか、集落単位で様々な伝統芸能が存在するが、小学校の統廃合の急速な進行により、学校と連携した後継者の育成が困難となっている。

このような背景の下、次のとおり提言する。

《提言》

- ① 大学等における学び直しに活用可能な社会人向け入試制度・講座情報等について周知・広報を行うこと。
- ② ニーズに応じた学びの場の充実を図るとともに、学びを通じた地域づくりを推進すること。
- ③ 多様な芸術文化に触れる機会の充実を図ること。
- ④ 地域の伝統芸能の保存・継承に向けた取組を推進すること。

【具体的な方策】

① 大学等における学び直しに活用可能な入試・講座情報等の周知・広報

- ・ 社会人の大学等における学び直しに活用可能な社会人向け入試制度・聴講生制度やリカレント講座に関する情報について、広く周知・広報するべきである。【高橋委員・追加意見】

② ニーズに応じた学びの場の充実と学びを通じた地域づくりの推進

- ・ 地域が抱えるニーズや課題を踏まえ、地域住民の主体的な参画を得て、学びの場の充実を図ることができるよう、必要な人材の育成等を進めるべきである。
- ・ 学校等を核として、多様な主体の連携・協働の下で学びの場を広げ、地域全体で、将来を担う子どもたちの育成と地域コミュニティの活性化につなげていくべきである。

③ 多様な芸術文化に触れる機会の充実

- ・ 児童生徒をはじめ、県民が多様な芸術文化に触れ、創造力や感性等、豊かな心を育成するとともに、芸術文化に対する理解を深めるため、博物館等における展示の更なる充実や特別展の実施、デジタル技術を活用した新たな鑑賞・体験の機会創出、博物館法の改正趣旨を踏まえた機能強化等、取組の充実を図るべきである。

④ 地域の伝統芸能の保存・継承に向けた取組の推進

- ・ 子どもたちが地域の伝統芸能に触れ、身近に感じることでできる機会の充実を図るべきである。
- ・ 世界に誇れる秋田の伝統芸能について、動画共有サービス等、インターネットを活用し、海外に向けて広く発信するべきである。